

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 1 月 31 日

支出負担行為担当官

厚生労働省健康局長 佐藤 敏信

1 企画競争に付する事項

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（地域における結核対策に関する研究）」

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状況、信用度が極度に悪化していない。
- (5) 以下のアからサに掲げる国内の研究機関等
 - ア. 国の施設等機関に所属する研究者等（当該研究者が教育職、研究職、医療職（※1）、福祉職（※1）、指定職（※1）又は任期付研究員である場合に限る。）
 - イ. 地方公共団体の附属試験研究機関
 - ウ. 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関法人
 - エ. 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）
 - オ. 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
 - カ. 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
 - キ. その他厚生労働大臣が適当と認めるもの
 - ク. 申請課題が採択された場合に、申請課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び施設が使用できる機関であること
 - ケ. 申請課題が採択された場合に、申請課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること
 - コ. 申請課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む）に対して、国益のために責任ある対処を行うことができる機関であること
 - サ. 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うこ

とができる機関であること

※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

※ 厚生労働省本省の職員として厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の配分先の選定に関わっていた期間から1年を経ない者は、当該者が配分に関わった研究事業について、委託費の応募はできないものとする。

なお、「補助金の配分先の選定に関わっていた」者は、以下の者とする。

- ・技術総括審議官、厚生科学課長及び研究企画官
- ・補助金の各研究事業の評価委員会委員を務めた厚生労働省本省の職員

3 契約候補者の選定

「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、上位1課題程度を契約候補として選定する。

4 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年2月6日（木）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成26年2月13日（木）までにHPにて掲載する。

5 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年2月28日（金）17時30分
- (2) 提出先及び提出方法 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) (<http://www.e-rad.go.jp/>) を用いてのオンラインでのみ公募を行う。

6 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

7 その他

暴力団排除にかかる誓約書の提出

その他の詳細は、「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：東京都千代田区霞が関1-2-2

担 当：厚生労働省健康局結核感染症課 主査 阿部
諸富

電 話：03-5253-1111（内線2386）

F A X：03-3581-6251

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 1 月 31 日

支出負担行為担当官

厚生労働省健康局長 佐藤 敏信

1 企画競争に付する事項

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（多剤耐性結核に関する研究）」

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状況、信用度が極度に悪化していない。
- (5) 以下のアからサに掲げる国内の研究機関等
 - ア. 国の施設等機関に所属する研究者等（当該研究者が教育職、研究職、医療職（※1）、福祉職（※1）、指定職（※1）又は任期付研究員である場合に限る。）
 - イ. 地方公共団体の附属試験研究機関
 - ウ. 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関法人
 - エ. 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）
 - オ. 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
 - カ. 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
 - キ. その他厚生労働大臣が適当と認めるもの
 - ク. 申請課題が採択された場合に、申請課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び施設が使用できる機関であること
 - ケ. 申請課題が採択された場合に、申請課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること
 - コ. 申請課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む）に対して、国益のために責任ある対処を行うことができる機関であること
 - サ. 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うこ

とができる機関であること

※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

※ 厚生労働省本省の職員として厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の配分先の選定に関わっていた期間から1年を経ない者は、当該者が配分に関わった研究事業について、委託費の応募はできないものとする。

なお、「補助金の配分先の選定に関わっていた」者は、以下の者とする。

- ・技術総括審議官、厚生科学課長及び研究企画官
- ・補助金の各研究事業の評価委員会委員を務めた厚生労働省本省の職員

3 契約候補者の選定

「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、上位1課題程度を契約候補として選定する。

4 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年2月6日（木）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成26年2月13日（木）までにHPにて掲載する。

5 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年2月28日（金）17時30分
- (2) 提出先及び提出方法 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) (<http://www.e-rad.go.jp/>) を用いてのオンラインでのみ公募を行う。

6 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

7 その他

暴力団排除にかかる誓約書の提出

その他の詳細は、「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：東京都千代田区霞が関1-2-2

担 当：厚生労働省健康局結核感染症課 主査 阿部
諸富

電 話：03-5253-1111（内線2386）

F A X：03-3581-6251

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 1 月 31 日

支出負担行為担当官

厚生労働省健康局長 佐藤 敏信

1 企画競争に付する事項

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（感染症の診断機能向上のための研究）」

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状況、信用度が極度に悪化していない。
- (5) 以下のアからサに掲げる国内の研究機関等
 - ア. 国の施設等機関に所属する研究者等（当該研究者が教育職、研究職、医療職（※1）、福祉職（※1）、指定職（※1）又は任期付研究員である場合に限る。）
 - イ. 地方公共団体の附属試験研究機関
 - ウ. 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関法人
 - エ. 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）
 - オ. 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
 - カ. 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
 - キ. その他厚生労働大臣が適当と認めるもの
 - ク. 申請課題が採択された場合に、申請課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び施設が使用できる機関であること
 - ケ. 申請課題が採択された場合に、申請課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること
 - コ. 申請課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む）に対して、国益のために責任ある対処を行うことができる機関であること
 - サ. 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うこ

とができる機関であること

※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

※ 厚生労働省本省の職員として厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の配分先の選定に関わっていた期間から1年を経ない者は、当該者が配分に関わった研究事業について、委託費の応募はできないものとする。

なお、「補助金の配分先の選定に関わっていた」者は、以下の者とする。

- ・技術総括審議官、厚生科学課長及び研究企画官
- ・補助金の各研究事業の評価委員会委員を務めた厚生労働省本省の職員

3 契約候補者の選定

「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、上位1課題程度を契約候補として選定する。

4 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年2月6日（木）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成26年2月13日（木）までにHPにて掲載する。

5 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年2月28日（金）17時30分
- (2) 提出先及び提出方法 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) (<http://www.e-rad.go.jp/>) を用いてのオンラインでのみ公募を行う。

6 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

7 その他

暴力団排除にかかる誓約書の提出

その他の詳細は、「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：東京都千代田区霞が関1-2-2

担 当：厚生労働省健康局結核感染症課 主査 阿部
諸富

電 話：03-5253-1111（内線2386）

F A X：03-3581-6251

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 1 月 31 日

支出負担行為担当官

厚生労働省健康局長 佐藤 敏信

1 企画競争に付する事項

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（下痢症ウイルスの分子疫学と感染制御に関する研究）」

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状況、信用度が極度に悪化していない。
- (5) 以下のアからサに掲げる国内の研究機関等
 - ア. 国の施設等機関に所属する研究者等（当該研究者が教育職、研究職、医療職（※1）、福祉職（※1）、指定職（※1）又は任期付研究員である場合に限る。）
 - イ. 地方公共団体の附属試験研究機関
 - ウ. 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関法人
 - エ. 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）
 - オ. 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
 - カ. 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
 - キ. その他厚生労働大臣が適当と認めるもの
 - ク. 申請課題が採択された場合に、申請課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び施設が使用できる機関であること
 - ケ. 申請課題が採択された場合に、申請課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること
 - コ. 申請課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む）に対して、国益のために責任ある対処を行うことができる機関であること

サ. 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができる機関であること

※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

※ 厚生労働省本省の職員として厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の配分先の選定に関わっていた期間から1年を経ない者は、当該者が配分に関わった研究事業について、委託費の応募はできないものとする。

なお、「補助金の配分先の選定に関わっていた」者は、以下の者とする。

- ・技術総括審議官、厚生科学課長及び研究企画官
- ・補助金の各研究事業の評価委員会委員を務めた厚生労働省本省の職員

3 契約候補者の選定

「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、上位1課題程度を契約候補として選定する。

4 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年2月6日（木）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成26年2月13日（木）までにHPにて掲載する。

5 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年2月28日（金）17時30分
- (2) 提出先及び提出方法 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) (<http://www.e-rad.go.jp/>) を用いてのオンラインでのみ公募を行う。

6 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

7 その他

暴力団排除にかかる誓約書の提出

その他の詳細は、「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：東京都千代田区霞が関1-2-2

担 当：厚生労働省健康局結核感染症課 主査 阿部
諸富

電 話：03-5253-1111（内線2386）

F A X：03-3581-6251

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 1 月 31 日

支出負担行為担当官

厚生労働省健康局長 佐藤 敏信

1 企画競争に付する事項

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（薬剤耐性菌サーベイランスとゲノムデータの集約・解析に関する研究）」

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状況、信用度が極度に悪化していない。
- (5) 以下のアからサに掲げる国内の研究機関等
 - ア. 国の施設等機関に所属する研究者等（当該研究者が教育職、研究職、医療職（※1）、福祉職（※1）、指定職（※1）又は任期付研究員である場合に限る。）
 - イ. 地方公共団体の附属試験研究機関
 - ウ. 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関法人
 - エ. 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）
 - オ. 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
 - カ. 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
 - キ. その他厚生労働大臣が適当と認めるもの
 - ク. 申請課題が採択された場合に、申請課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び施設が使用できる機関であること
 - ケ. 申請課題が採択された場合に、申請課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること
 - コ. 申請課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む）に対して、国益のために責任ある対処を行うことができる機関であること

サ. 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができる機関であること

※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

※ 厚生労働省本省の職員として厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の配分先の選定に関わっていた期間から1年を経ない者は、当該者が配分に関わった研究事業について、委託費の応募はできないものとする。

なお、「補助金の配分先の選定に関わっていた」者は、以下の者とする。

- ・技術総括審議官、厚生科学課長及び研究企画官
- ・補助金の各研究事業の評価委員会委員を務めた厚生労働省本省の職員

3 契約候補者の選定

「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、上位1課題程度を契約候補として選定する。

4 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年2月6日（木）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成26年2月13日（木）までにHPにて掲載する。

5 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年2月28日（金）17時30分
- (2) 提出先及び提出方法 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) (<http://www.e-rad.go.jp/>)を用いてのオンラインでのみ公募を行う。

6 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

7 その他

暴力団排除にかかる誓約書の提出

その他の詳細は、「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：東京都千代田区霞が関1-2-2

担 当：厚生労働省健康局結核感染症課 主査 阿部
諸富

電 話：03-5253-1111（内線2386）

F A X：03-3581-6251

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 1 月 31 日

支出負担行為担当官

厚生労働省健康局長 佐藤 敏信

1 企画競争に付する事項

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（非結核性抗酸菌症の疫学・診断・治療に関する研究）」

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状況、信用度が極度に悪化していない。
- (5) 以下のアからサに掲げる国内の研究機関等
 - ア. 国の施設等機関に所属する研究者等（当該研究者が教育職、研究職、医療職（※1）、福祉職（※1）、指定職（※1）又は任期付研究員である場合に限る。）
 - イ. 地方公共団体の附属試験研究機関
 - ウ. 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関法人
 - エ. 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）
 - オ. 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
 - カ. 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
 - キ. その他厚生労働大臣が適当と認めるもの
 - ク. 申請課題が採択された場合に、申請課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び施設が使用できる機関であること
 - ケ. 申請課題が採択された場合に、申請課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること
 - コ. 申請課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む）に対して、国益のために責任ある対処を行うことができる機関であること
 - サ. 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うこ

とができる機関であること

※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

※ 厚生労働省本省の職員として厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の配分先の選定に関わっていた期間から1年を経ない者は、当該者が配分に関わった研究事業について、委託費の応募はできないものとする。

なお、「補助金の配分先の選定に関わっていた」者は、以下の者とする。

- ・技術総括審議官、厚生科学課長及び研究企画官
- ・補助金の各研究事業の評価委員会委員を務めた厚生労働省本省の職員

3 契約候補者の選定

「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、上位1課題程度を契約候補として選定する。

4 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年2月6日（木）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成26年2月13日（木）までにHPにて掲載する。

5 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年2月28日（金）17時30分
- (2) 提出先及び提出方法 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) (<http://www.e-rad.go.jp/>) を用いてのオンラインでのみ公募を行う。

6 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

7 その他

暴力団排除にかかる誓約書の提出

その他の詳細は、「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：東京都千代田区霞が関1-2-2

担 当：厚生労働省健康局結核感染症課 主査 阿部
諸富

電 話：03-5253-1111（内線2386）

F A X：03-3581-6251

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 1 月 31 日

支出負担行為担当官

厚生労働省健康局長 佐藤 敏信

1 企画競争に付する事項

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（国内侵入・流行が危惧される昆虫媒介性ウイルス感染症に対する総合的対策の確立に関する研究）」

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状況、信用度が極度に悪化していない。
- (5) 以下のアからサに掲げる国内の研究機関等
 - ア. 国の施設等機関に所属する研究者等（当該研究者が教育職、研究職、医療職（※1）、福祉職（※1）、指定職（※1）又は任期付研究員である場合に限る。）
 - イ. 地方公共団体の附属試験研究機関
 - ウ. 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関法人
 - エ. 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）
 - オ. 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
 - カ. 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
 - キ. その他厚生労働大臣が適当と認めるもの
 - ク. 申請課題が採択された場合に、申請課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び施設が使用できる機関であること
 - ケ. 申請課題が採択された場合に、申請課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること
 - コ. 申請課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む）に対して、国益のために責任ある対処を行うことができる機関であること

サ. 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができる機関であること

※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

※ 厚生労働省本省の職員として厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の配分先の選定に関わっていた期間から1年を経ない者は、当該者が配分に関わった研究事業について、委託費の応募はできないものとする。

なお、「補助金の配分先の選定に関わっていた」者は、以下の者とする。

- ・技術総括審議官、厚生科学課長及び研究企画官
- ・補助金の各研究事業の評価委員会委員を務めた厚生労働省本省の職員

3 契約候補者の選定

「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、上位1課題程度を契約候補として選定する。

4 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年2月6日（木）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成26年2月13日（木）までにHPにて掲載する。

5 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年2月28日（金）17時30分
- (2) 提出先及び提出方法 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) (<http://www.e-rad.go.jp/>)を用いてのオンラインでのみ公募を行う。

6 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

7 その他

暴力団排除にかかる誓約書の提出

その他の詳細は、「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：東京都千代田区霞が関1-2-2

担 当：厚生労働省健康局結核感染症課 主査 阿部
諸富

電 話：03-5253-1111（内線2386）

F A X：03-3581-6251

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 1 月 31 日

支出負担行為担当官

厚生労働省健康局長 佐藤 敏信

1 企画競争に付する事項

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（迅速な製造が可能な新型インフルエンザワクチンの開発技術に関する研究）」

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状況、信用度が極度に悪化していない。
- (5) 以下のアからサに掲げる国内の研究機関等
 - ア. 国の施設等機関に所属する研究者等（当該研究者が教育職、研究職、医療職（※1）、福祉職（※1）、指定職（※1）又は任期付研究員である場合に限る。）
 - イ. 地方公共団体の附属試験研究機関
 - ウ. 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関法人
 - エ. 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）
 - オ. 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
 - カ. 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
 - キ. その他厚生労働大臣が適当と認めるもの
 - ク. 申請課題が採択された場合に、申請課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び施設が使用できる機関であること
 - ケ. 申請課題が採択された場合に、申請課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること
 - コ. 申請課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む）に対して、国益のために責任ある対処を行うことができる機関であること

サ. 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができる機関であること

※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

※ 厚生労働省本省の職員として厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の配分先の選定に関わっていた期間から1年を経ない者は、当該者が配分に関わった研究事業について、委託費の応募はできないものとする。

なお、「補助金の配分先の選定に関わっていた」者は、以下の者とする。

- ・技術総括審議官、厚生科学課長及び研究企画官
- ・補助金の各研究事業の評価委員会委員を務めた厚生労働省本省の職員

3 契約候補者の選定

「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、上位1課題程度を契約候補として選定する。

4 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年2月6日（木）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成26年2月13日（木）までにHPにて掲載する。

5 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年2月28日（金）17時30分
- (2) 提出先及び提出方法 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) (<http://www.e-rad.go.jp/>)を用いてのオンラインでのみ公募を行う。

6 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

7 その他

暴力団排除にかかる誓約書の提出

その他の詳細は、「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：東京都千代田区霞が関1-2-2

担 当：厚生労働省健康局結核感染症課 主査 阿部
諸富

電 話：03-5253-1111（内線2386）

F A X：03-3581-6251

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 1 月 31 日

支出負担行為担当官

厚生労働省健康局長 佐藤 敏信

1 企画競争に付する事項

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（原虫・寄生虫に対する監視・制御に関する研究）」

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状況、信用度が極度に悪化していない。
- (5) 以下のアからサに掲げる国内の研究機関等
 - ア. 国の施設等機関に所属する研究者等（当該研究者が教育職、研究職、医療職（※1）、福祉職（※1）、指定職（※1）又は任期付研究員である場合に限る。）
 - イ. 地方公共団体の附属試験研究機関
 - ウ. 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関法人
 - エ. 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）
 - オ. 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
 - カ. 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
 - キ. その他厚生労働大臣が適当と認めるもの
 - ク. 申請課題が採択された場合に、申請課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び施設が使用できる機関であること
 - ケ. 申請課題が採択された場合に、申請課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること
 - コ. 申請課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む）に対して、国益のために責任ある対処を行うことができる機関であること
 - サ. 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うこ

とができる機関であること

※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

※ 厚生労働省本省の職員として厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の配分先の選定に関わっていた期間から1年を経ない者は、当該者が配分に関わった研究事業について、委託費の応募はできないものとする。

なお、「補助金の配分先の選定に関わっていた」者は、以下の者とする。

- ・技術総括審議官、厚生科学課長及び研究企画官
- ・補助金の各研究事業の評価委員会委員を務めた厚生労働省本省の職員

3 契約候補者の選定

「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、上位1課題程度を契約候補として選定する。

4 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年2月6日（木）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成26年2月13日（木）までにHPにて掲載する。

5 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年2月28日（金）17時30分
- (2) 提出先及び提出方法 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) (<http://www.e-rad.go.jp/>) を用いてのオンラインでのみ公募を行う。

6 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

7 その他

暴力団排除にかかる誓約書の提出

その他の詳細は、「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：東京都千代田区霞が関1-2-2

担 当：厚生労働省健康局結核感染症課 主査 阿部
諸富

電 話：03-5253-1111（内線2386）

F A X：03-3581-6251

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 1 月 31 日

支出負担行為担当官

厚生労働省健康局長 佐藤 敏信

1 企画競争に付する事項

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（酵母様真菌感染症の病原性解明と疫学・診断法・制御法の研究）」

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状況、信用度が極度に悪化していない。
- (5) 以下のアからサに掲げる国内の研究機関等
 - ア. 国の施設等機関に所属する研究者等（当該研究者が教育職、研究職、医療職（※1）、福祉職（※1）、指定職（※1）又は任期付研究員である場合に限る。）
 - イ. 地方公共団体の附属試験研究機関
 - ウ. 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関法人
 - エ. 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）
 - オ. 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
 - カ. 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
 - キ. その他厚生労働大臣が適当と認めるもの
 - ク. 申請課題が採択された場合に、申請課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び施設が使用できる機関であること
 - ケ. 申請課題が採択された場合に、申請課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること
 - コ. 申請課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む）に対して、国益のために責任ある対処を行うことができる機関であること

サ. 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができる機関であること

※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

※ 厚生労働省本省の職員として厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の配分先の選定に関わっていた期間から1年を経ない者は、当該者が配分に関わった研究事業について、委託費の応募はできないものとする。

なお、「補助金の配分先の選定に関わっていた」者は、以下の者とする。

- ・技術総括審議官、厚生科学課長及び研究企画官
- ・補助金の各研究事業の評価委員会委員を務めた厚生労働省本省の職員

3 契約候補者の選定

「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、上位1課題程度を契約候補として選定する。

4 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年2月6日（木）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成26年2月13日（木）までにHPにて掲載する。

5 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年2月28日（金）17時30分
- (2) 提出先及び提出方法 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) (<http://www.e-rad.go.jp/>) を用いてのオンラインでのみ公募を行う。

6 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

7 その他

暴力団排除にかかる誓約書の提出

その他の詳細は、「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：東京都千代田区霞が関1-2-2

担 当：厚生労働省健康局結核感染症課 主査 阿部
諸富

電 話：03-5253-1111（内線2386）

F A X：03-3581-6251

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 1 月 31 日

支出負担行為担当官

厚生労働省健康局長 佐藤 敏信

1 企画競争に付する事項

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（アジアの感染症担当の国立研究機関とのラボネットワークの推進、共同研究体制の強化に関する研究）」

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状況、信用度が極度に悪化していない。
- (5) 以下のアからサに掲げる国内の研究機関等
 - ア. 国の施設等機関に所属する研究者等（当該研究者が教育職、研究職、医療職（※1）、福祉職（※1）、指定職（※1）又は任期付研究員である場合に限る。）
 - イ. 地方公共団体の附属試験研究機関
 - ウ. 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関法人
 - エ. 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）
 - オ. 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
 - カ. 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
 - キ. その他厚生労働大臣が適当と認めるもの
 - ク. 申請課題が採択された場合に、申請課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び施設が使用できる機関であること
 - ケ. 申請課題が採択された場合に、申請課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること
 - コ. 申請課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む）に対して、国益のために責任ある対処を行うことができる機関であること

サ. 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができる機関であること

※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。

- (6) 正確な情報を得るため、共同研究に関して各国の国立研究機関と申請者の所属機関が包括的研究協定を結んでいることが望ましい。
- (7) 共同研究に関して、十分な実績を有していること。

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

※ 厚生労働省本省の職員として厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の配分先の選定に関わっていた期間から1年を経ない者は、当該者が配分に関わった研究事業について、委託費の応募はできないものとする。

なお、「補助金の配分先の選定に関わっていた」者は、以下の者とする。

- ・技術総括審議官、厚生科学課長及び研究企画官
- ・補助金の各研究事業の評価委員会委員を務めた厚生労働省本省の職員

3 契約候補者の選定

「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、上位1課題程度を契約候補として選定する。

4 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年2月6日（木）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成26年2月13日（木）までにHPにて掲載する。

5 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年2月28日（金）17時30分
- (2) 提出先及び提出方法 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) (<http://www.e-rad.go.jp/>) を用いてのオンラインでのみ公募を行う。

6 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

7 その他

暴力団排除にかかる誓約書の提出

その他の詳細は、「平成 26 年度厚生労働科学研究公募要項」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：東京都千代田区霞が関 1-2-2

担 当：厚生労働省健康局結核感染症課 主査 阿部
諸富

電 話：03-5253-1111（内線 2386）

F A X：03-3581-6251

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 1 月 31 日

支出負担行為担当官

厚生労働省健康局長 佐藤 敏信

1 企画競争に付する事項

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（鳥インフルエンザ A(H7N9) ワクチンの開発に向けた研究）」

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状況、信用度が極度に悪化していない。
- (5) 以下のアからサに掲げる国内の研究機関等
 - ア. 国の施設等機関に所属する研究者等（当該研究者が教育職、研究職、医療職（※1）、福祉職（※1）、指定職（※1）又は任期付研究員である場合に限る。）
 - イ. 地方公共団体の附属試験研究機関
 - ウ. 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関法人
 - エ. 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）
 - オ. 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
 - カ. 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
 - キ. その他厚生労働大臣が適当と認めるもの
 - ク. 申請課題が採択された場合に、申請課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び施設が使用できる機関であること
 - ケ. 申請課題が採択された場合に、申請課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること
 - コ. 申請課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む）に対して、国益のために責任ある対処を行うことができる機関であること

サ. 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができる機関であること

※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。

(6) ワクチン開発に関して、十分な実績を有していること。

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

※ 厚生労働省本省の職員として厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の配分先の選定に関わっていた期間から1年を経ない者は、当該者が配分に関わった研究事業について、委託費の応募はできないものとする。

なお、「補助金の配分先の選定に関わっていた」者は、以下の者とする。

- ・技術総括審議官、厚生科学課長及び研究企画官
- ・補助金の各研究事業の評価委員会委員を務めた厚生労働省本省の職員

3 契約候補者の選定

「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、上位1課題程度を契約候補として選定する。

4 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年2月6日（木）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成26年2月13日（木）までにHPにて掲載する。

5 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年2月28日（金）17時30分
- (2) 提出先及び提出方法 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) (<http://www.e-rad.go.jp/>) を用いてのオンラインでのみ公募を行う。

6 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

7 その他

暴力団排除にかかる誓約書の提出

その他の詳細は、「平成 26 年度厚生労働科学研究公募要項」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：東京都千代田区霞が関 1-2-2

担 当：厚生労働省健康局結核感染症課 主査 阿部
諸富

電 話：03-5253-1111（内線 2386）

F A X：03-3581-6251

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 1 月 31 日

支出負担行為担当官

厚生労働省健康局長 佐藤 敏信

1 企画競争に付する事項

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業 (HTLV-1 疫学研究及び検査法の標準化に関する研究)」

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状況、信用度が極度に悪化していない。
- (5) 以下のアからサに掲げる国内の研究機関等
 - ア. 国の施設等機関に所属する研究者等（当該研究者が教育職、研究職、医療職（※1）、福祉職（※1）、指定職（※1）又は任期付研究員である場合に限る。）
 - イ. 地方公共団体の附属試験研究機関
 - ウ. 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関法人
 - エ. 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）
 - オ. 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
 - カ. 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
 - キ. その他厚生労働大臣が適当と認めるもの
 - ク. 申請課題が採択された場合に、申請課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び施設が使用できる機関であること
 - ケ. 申請課題が採択された場合に、申請課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること
 - コ. 申請課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む）に対して、国益のために責任ある対処を行うことができる機関であること
 - サ. 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うこ

とができる機関であること

※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

※ 厚生労働省本省の職員として厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の配分先の選定に関わっていた期間から1年を経ない者は、当該者が配分に関わった研究事業について、委託費の応募はできないものとする。

なお、「補助金の配分先の選定に関わっていた」者は、以下の者とする。

- ・技術総括審議官、厚生科学課長及び研究企画官
- ・補助金の各研究事業の評価委員会委員を務めた厚生労働省本省の職員

3 契約候補者の選定

「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、上位1課題程度を契約候補として選定する。

4 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年2月6日（木）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成26年2月13日（木）までにHPにて掲載する。

5 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年2月28日（金）17時30分
- (2) 提出先及び提出方法 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) (<http://www.e-rad.go.jp/>) を用いてのオンラインでのみ公募を行う。

6 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

7 その他

暴力団排除にかかる誓約書の提出

その他の詳細は、「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：東京都千代田区霞が関1-2-2

担 当：厚生労働省健康局結核感染症課 主査 阿部
諸富

電 話：03-5253-1111（内線2386）

F A X：03-3581-6251

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 1 月 31 日

支出負担行為担当官

厚生労働省健康局長 佐藤 敏信

1 企画競争に付する事項

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（HTLV-1 予防ワクチンの開発に関する研究）」

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状況、信用度が極度に悪化していない。
- (5) 以下のアからサに掲げる国内の研究機関等
 - ア. 国の施設等機関に所属する研究者等（当該研究者が教育職、研究職、医療職（※1）、福祉職（※1）、指定職（※1）又は任期付研究員である場合に限る。）
 - イ. 地方公共団体の附属試験研究機関
 - ウ. 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関法人
 - エ. 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）
 - オ. 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
 - カ. 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
 - キ. その他厚生労働大臣が適当と認めるもの
 - ク. 申請課題が採択された場合に、申請課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び施設が使用できる機関であること
 - ケ. 申請課題が採択された場合に、申請課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること
 - コ. 申請課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む）に対して、国益のために責任ある対処を行うことができる機関であること
 - サ. 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うこ

とができる機関であること

※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

※ 厚生労働省本省の職員として厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の配分先の選定に関わっていた期間から1年を経ない者は、当該者が配分に関わった研究事業について、委託費の応募はできないものとする。

なお、「補助金の配分先の選定に関わっていた」者は、以下の者とする。

- ・技術総括審議官、厚生科学課長及び研究企画官
- ・補助金の各研究事業の評価委員会委員を務めた厚生労働省本省の職員

3 契約候補者の選定

「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、上位1課題程度を契約候補として選定する。

4 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年2月6日（木）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成26年2月13日（木）までにHPにて掲載する。

5 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年2月28日（金）17時30分
- (2) 提出先及び提出方法 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) (<http://www.e-rad.go.jp/>) を用いてのオンラインでのみ公募を行う。

6 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

7 その他

暴力団排除にかかる誓約書の提出

その他の詳細は、「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：東京都千代田区霞が関1-2-2

担 当：厚生労働省健康局結核感染症課 主査 阿部
諸富

電 話：03-5253-1111（内線2386）

F A X：03-3581-6251

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 1 月 31 日

支出負担行為担当官

厚生労働省健康局長 佐藤 敏信

1 企画競争に付する事項

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業 (HTLV-1 関連疾患の発症予防を目指した感染制御に関する研究)」

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状況、信用度が極度に悪化していない。
- (5) 以下のアからサに掲げる国内の研究機関等
 - ア. 国の施設等機関に所属する研究者等（当該研究者が教育職、研究職、医療職（※1）、福祉職（※1）、指定職（※1）又は任期付研究員である場合に限る。）
 - イ. 地方公共団体の附属試験研究機関
 - ウ. 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関法人
 - エ. 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）
 - オ. 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
 - カ. 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
 - キ. その他厚生労働大臣が適当と認めるもの
 - ク. 申請課題が採択された場合に、申請課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び施設が使用できる機関であること
 - ケ. 申請課題が採択された場合に、申請課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること
 - コ. 申請課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む）に対して、国益のために責任ある対処を行うことができる機関であること

サ. 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができる機関であること

※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

※ 厚生労働省本省の職員として厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の配分先の選定に関わっていた期間から1年を経ない者は、当該者が配分に関わった研究事業について、委託費の応募はできないものとする。

なお、「補助金の配分先の選定に関わっていた」者は、以下の者とする。

- ・技術総括審議官、厚生科学課長及び研究企画官
- ・補助金の各研究事業の評価委員会委員を務めた厚生労働省本省の職員

3 契約候補者の選定

「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、上位1課題程度を契約候補として選定する。

4 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年2月6日（木）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成26年2月13日（木）までにHPにて掲載する。

5 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年2月28日（金）17時30分
- (2) 提出先及び提出方法 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) (<http://www.e-rad.go.jp/>) を用いてのオンラインでのみ公募を行う。

6 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

7 その他

暴力団排除にかかる誓約書の提出

その他の詳細は、「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：東京都千代田区霞が関1-2-2

担 当：厚生労働省健康局結核感染症課 主査 阿部
諸富

電 話：03-5253-1111（内線2386）

F A X：03-3581-6251

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 1 月 31 日

支出負担行為担当官

厚生労働省健康局長 佐藤 敏信

1 企画競争に付する事項

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（感染症対策及び予防接種行政に資する数理疫学研究）」

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状況、信用度が極度に悪化していない。
- (5) 以下のアからサに掲げる国内の研究機関等
 - ア. 国の施設等機関に所属する研究者等（当該研究者が教育職、研究職、医療職（※1）、福祉職（※1）、指定職（※1）又は任期付研究員である場合に限る。）
 - イ. 地方公共団体の附属試験研究機関
 - ウ. 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関法人
 - エ. 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）
 - オ. 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
 - カ. 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
 - キ. その他厚生労働大臣が適当と認めるもの
 - ク. 申請課題が採択された場合に、申請課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び施設が使用できる機関であること
 - ケ. 申請課題が採択された場合に、申請課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること
 - コ. 申請課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む）に対して、国益のために責任ある対処を行うことができる機関であること

サ. 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができる機関であること

※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

※ 厚生労働省本省の職員として厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の配分先の選定に関わっていた期間から1年を経ない者は、当該者が配分に関わった研究事業について、委託費の応募はできないものとする。

なお、「補助金の配分先の選定に関わっていた」者は、以下の者とする。

- ・技術総括審議官、厚生科学課長及び研究企画官
- ・補助金の各研究事業の評価委員会委員を務めた厚生労働省本省の職員

3 契約候補者の選定

「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、上位1課題程度を契約候補として選定する。

4 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年2月6日（木）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成26年2月13日（木）までにHPにて掲載する。

5 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年2月28日（金）17時30分
- (2) 提出先及び提出方法 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) (<http://www.e-rad.go.jp/>) を用いてのオンラインでのみ公募を行う。

6 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

7 その他

暴力団排除にかかる誓約書の提出

その他の詳細は、「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：東京都千代田区霞が関1-2-2

担 当：厚生労働省健康局結核感染症課 主査 阿部
諸富

電 話：03-5253-1111（内線2386）

F A X：03-3581-6251

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 26 年 1 月 31 日

支出負担行為担当官

厚生労働省健康局長 佐藤 敏信

1 企画競争に付する事項

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（新興・再興感染症に対する新ワクチンの開発・実用化に関する研究）」

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 経営状況、信用度が極度に悪化していない。
- (5) 以下のアからサに掲げる国内の研究機関等
 - ア. 国の施設等機関に所属する研究者等（当該研究者が教育職、研究職、医療職（※1）、福祉職（※1）、指定職（※1）又は任期付研究員である場合に限る。）
 - イ. 地方公共団体の附属試験研究機関
 - ウ. 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関法人
 - エ. 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）
 - オ. 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「特例民法法人等」という。）
 - カ. 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
 - キ. その他厚生労働大臣が適当と認めるもの
 - ク. 申請課題が採択された場合に、申請課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び施設が使用できる機関であること
 - ケ. 申請課題が採択された場合に、申請課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であること
 - コ. 申請課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む）に対して、国益のために責任ある対処を行うことができる機関であること

サ. 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができる機関であること

※1 病院又は研究を行う機関に所属する者に限る。

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。

また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

※ 厚生労働省本省の職員として厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の配分先の選定に関わっていた期間から1年を経ない者は、当該者が配分に関わった研究事業について、委託費の応募はできないものとする。

なお、「補助金の配分先の選定に関わっていた」者は、以下の者とする。

- ・技術総括審議官、厚生科学課長及び研究企画官
- ・補助金の各研究事業の評価委員会委員を務めた厚生労働省本省の職員

3 契約候補者の選定

「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、上位2課題程度を契約候補として選定する。

4 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (2) 受付期間 平成26年2月6日（木）までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成26年2月13日（木）までにHPにて掲載する。

5 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年2月28日（金）17時30分
- (2) 提出先及び提出方法 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) (<http://www.e-rad.go.jp/>) を用いてのオンラインでのみ公募を行う。

6 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

7 その他

暴力団排除にかかる誓約書の提出

その他の詳細は、「平成26年度厚生労働科学研究公募要項」による。

【本件担当、連絡先】

住 所：東京都千代田区霞が関1-2-2

担 当：厚生労働省健康局結核感染症課 主査 阿部
諸富

電 話：03-5253-1111（内線2386）

F A X：03-3581-6251